

「議案第70号平成30年度小金井市一般会計補正予算(第5回)」について、日本共産党小金井市議団を代表して反対の立場で討論を行います。

まず先に、今回の補正予算は在宅療養推進事業や保育所の安全対策強化事業や業務効率化推進事業については、地域包括ケアの充実や保育事故防止、保育士の労働環境の改善など、私たちが求めてきた内容であり、より良い介護・保育につながるもので評価できる部分もあります。

しかし次の大きな3つの理由により補正予算には反対します。

反対の第1の理由は、難病者福祉手当について説明会開催の予算が組まれています。その制度改正の内容が給付削減となっていることと、説明会の開催が難病の当事者の声を聞かず決定してからの開催になっているからです。

市は難病者福祉手当について、国の法改正に伴い対象疾病数を83から331に増やすものの、支給対象に所得制限を設けたり、心身障害者手当の併給制限を設けたり、医療券のない軽度者や施設入所者を外したりと対象者を減らし、結果的に約600名の方が対象外になるような削減を行うということであり許せません。

難病の方は軽度であっても支援が必要な方も多く、また症状が他人に理解されづらいことや、症状が重く出る日と安定している日とばらつきもあったり症状は人によりさまざまで、軽度だからと支援が打ち切られることはあってはなりません。すべての人に十分な支援が必要で、所得や併給状況、施設にいるかどうかなどで支給制限することは認められません。

また、市は対象から外れる方がどのような支援を受けて生活をしているかなど実態をつかんでいないまま削減に進んでおり問題です。国は2015年に難病法を施行しましたが、「軽度」と認定されると医療費については助成の対象から外れてしまったり、3年続いていた自己負担軽減措置も昨年で終わってしまったりと難病者の経済的負担が増えている中で、その実態をつかまないうままの支給制限となっています。

当事者の声を聞いて実態をつかむことが大事なのにそれをせず、改正内容を決定してからの説明会の開催は問題があります。

また削減により生まれる財源約5100万円は障害福祉のために使うと言っていますが、それならば最初から給付削減を行わなければよいわけです。

市は今年度「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」を施行しましたが、難病者への支援削減はこの条例の趣旨にも反するものです。

給付削減によりどのような影響が出たかの検証を行い十分な支援が行き届くようにする必要があります。

難病の方は、支援や治療を継続して受けているからこそ今の生活を維持しています。生活の質が下がったり、症状を重症化させないため給付削減は行うべきではなく、条例は撤回するべきです。

反対の理由の第2は、保育計画を策定するとしているものの、それが公立保

育園の民営化と同時並行で別物として進められるものであり、これまで保護者や関係者、また我々が求めてきたあり方とは違うことや、(構成する委員の中に公立保育園園長が入っていない) からです。

小金井市はこの間、公立保育園の民営化のスケジュールを平成32年実施から平成34年実施へと2年間の延伸を表明しています。その原因は、民営化に関して保護者や関係者の合意が得られておらず、民営化の是非について判断できる資料が示されていない等の意見が出され、民営化の議論に入ることさえできていない状況だったからであります。そのような中で保育の質について市の考えをまとめたガイドラインの作成が必要と要望が出され、我々日本共産党も求めてきました。市の保育の質についての考え方と、保育の質を守り高めるための取り組みが議論することが求められており、その必要があります。つまり保育の質のガイドラインの策定を求める声は、民営化の是非を考える議論の前に必要だというものでした。

しかし市がやろうとしていることはその要望に応えるものにはなっていません。民営化の準備を進めつつ保育計画を定めるというものであり賛成できるものではありません。適切な順番を踏んで民営化の議論をしなければ保護者や関係者の理解を得ることは難しいだけでなくさらなる反発を招くことになりかねません。

また委員構成についても、これまで長い間小金井市で公立保育園が積み上げてきた保育の在り方や地域とのかかわり方などが議論の中で話される必要があります。その点で公立保育園園長が必要であり、構成委員の中に入れるべきです。

保育計画の策定そのものは必要であると考えますが、民営化と同時進行なことから、委員に公立保育園園長がいないことは賛成できないこと、そして公立保育園の貴重な役割をなくしてしまう民営化は撤回をするべきと申し上げます。

反対の第3の理由は、学校施設管理委託が新たに2校進められるからです。

市は平成29年度から学校施設の管理業務の民間への委託を進めており、これまで9校の委託が行われ平成31年度は新たに2校が委託されます。市は財政効果があるとして進めており、その額は一校当たり年間50万円ほどで、これまでは市の職員2名だったのが民間の職員2名となり、1人当たり月約2万円の人件費の削減となっています。

しかし学校という子どもや保護者、職員など様々な人が集まる場所の施設管理を、人件費を削減して安いお金で委託をするという在り方にしてよいとは思えません。委託により職員は長年やってきた方でなくなり、学校のことの知識やその経験がなくなり、学校や子ども保護者などとの連携がうまくいくのか懸念が生まれます。

学校現場に余計な混乱は起こさせてはならず、子どもの学ぶ場である学校の施設管理は市の職員で責任をもって行うべきです。

よって、以上反対の理由を述べて反対討論を終わります。